

12. 料金の割引制度・サービス等

◆◆◆ 交通利用料金 ◆◆◆

<第1種身体・精神障害者と第2種身体・精神障害者の違いについて>

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳には、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額1種（または2種）」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違います。

<第1種知的障害者と第2種知的障害者の違いについて>

第1種知的障害者は、療育手帳A1またはA2の方。第2種知的障害者は、療育手帳B1またはB2の方に区分されます。

(1) バス・熊本市電の運賃の割引

区分	対象者	割引の方法（県内）
① 第1種身体障害者 ② 療育手帳をお持ちの方	本人、介護者（同行者1人まで）とも5割引	料金支払時に障害者手帳もしくはスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示
③ 第2種身体障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	本人のみ5割引	

※ 市電の場合、盲ろう者の方の介護者は通訳1人・介助者1人の2人まで5割引となります。

※ バスの場合、運送事業者および路線によって取扱いが異なりますので、各窓口へご確認のうえご利用ください。

※ おでかけICカード①（P72）利用の場合を除く。

【問い合わせ先】 ◎バス 乗車料金支払口または乗車券発売窓口
 ◎熊本市電 熊本市交通局 096-361-5233

(2) 旅客鉄道株式会社（ＪＲ）旅客運賃

区分	割引内容
第１種身体・知的障害者・精神障害者 （介護者同伴の場合）	普通乗車券・定期乗車券（小児を除く）・普通急行券 （特別急行券を除く）が介護者１名のみ５割引（距離制限なし）
第１種身体・知的障害者・精神障害者 （単独の場合）	片道の営業キロが 100 k mを超える区間の普通乗車券が、本人のみ５割引
第２種身体・知的障害者・精神障害者	
12 歳未満の第２種身体・知的・精神障害者 （介護者同伴の場合）	介護者のみ、定期乗車券が５割引 （介護者が通学定期乗車券の資格者であっても、通勤定期（５割引）を発売。）

※障害者手帳を窓口にご提示ください。

(3) 航空運賃（国内線のみ）

区分	対象者	割引の方法
身体、知的、精神障害者 （12 歳以上）	本人、介護者（12 歳以上の 同行者 1 名まで）	航空券購入時および搭乗手続時に障害者手帳を提示

※航空運送事業者および路線によって割引率が異なりますので、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各航空運送事業者航空券案内窓口

(4) タクシー運賃

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がタクシーを利用する場合、障害者手帳を提示すれば利用料金が１割引になります。

【問い合わせ先】 熊本県タクシー協会 電話 096-368-4101

(5) 船舶運賃

船舶を利用するとき、障害者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。
各船舶会社で制度が異なるため、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各船舶会社

(6) 有料道路通行料金の割引

下記に該当する障がい者の方が事前に障害者手帳へ登録のうえ、割引の対象となる車両で有料道路を利用する場合、その通行料金が通常の料金の約半額になります。(自動車を事前に登録をしない場合でも障害者割引の事前申請が可能です。)

◆対象者

下記に該当する者。

- (1) 身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合。
- (2) 第1種身体障害者又は療育手帳A1・A2保有の方を乗せて、介護者が運転する場合。

[利用する車両を事前登録(障がい者の方お1人につき1台)する場合]

◆車両の条件

◎身体・知的障がい者本人またはその家族が所有するもの。

※第1種障がい者の場合、本人や家族が車両を所有していないときは、日常的に介護を行っている人の所有する車両でも可。(ただし、割賦購入(ローン)または長期リース購入で、所有者欄が障がい者本人またはその親族等の氏名と違う場合は別に書類が必要です。)

◎自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載されているものは対象となりません。

◎レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車等は登録できません。

◎その他、対象自動車の範囲や所有者要件等に条件がありますので詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

◆申請に必要なもの

①障害者手帳

②車検証(電子車検証)または軽自動車届出済証

※ 電子車検証の場合は、自動車検査記録事項(お持ちの場合のみ)

③運転免許証(本人運転の場合のみ)

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書

⑤ETCカード(本人名義に限ります。ただし、未成年の重度障がいの方が、ご本人の運転による割引適用を受けず、介護者の運転による割引適用を受ける場合は、親権者又は後見人名義でも可)

※②については、割賦契約書又はリース契約書が必要な場合あり。

※④、⑤については、ETC利用の方のみ必要となります。

※申請時の各種書類については、原本をご提示ください。

※自動車を事前登録しない場合、②、④、⑤は不要です。

(ETC無線通行(ノンストップ走行)を希望する場合は、必ず②が必要です。)

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※ 介護者が運転する場合、手帳の登録手続箇所に「道路介護」シールがないと割引が適用になりません。

<次ページに続く>

※ ETCをご利用されないお客様は精算時に必ず障害者手帳の呈示が必要です。

【重要】ETCをご利用になるお客様へ

ETC未整備料金所や点検等によりETCレーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合などには料金所係員にETCカードと手帳を呈示してお支払いになります。

(事前に障がい者割引のために登録されているETCカードでのお支払いの場合でも、係員へ手帳の呈示が必要になります。) 手帳の呈示なしでは割引になりませんので、有料道路をご利用される際は必ず手帳を携行するようにしてください。

※令和5年(2023年)より割引制度が一部変更になりました。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用させておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合など事前登録がない自動車も新たに割引の適用となりました。

なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。あわせて、これまで各区役所・福祉課で行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方を対象に、新たにオンライン申請を導入しました。ご利用前に必ずホームページのご確認をお願いいたします。

< 割引有効期間 >

新規及び変更の申請時は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで。なお、更新の申請時(割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限前日における申請)は手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヶ月)まで。手帳に記載の割引有効期限を過ぎている場合は、割引の対象となりません。

※無人料金所(料金精算機設置レーン)においては、料金精算機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。

詳細は、NEXCO西日本ホームページをご確認ください。

<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>

【問い合わせ先】

西日本高速道路株式会社 九州支社料金課

電話 092-260-6111 (代表)

(平日9時~12時、13時~17時25分)

各区役所福祉課、各総合出張所

電話 P108~109 参照

◆◆◆ 各種使用料金等の割引 ◆◆◆

(1) NHK放送受信料

次に該当する方のNHK放送受信料が減免されます。

対象	免除額	申請に必要なもの
次のいずれかの障がいのある障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 (a)視覚障害 (b)聴覚障害 (c)その他の身体障害（総合等級が1・2級の場合に限る） (d)重度の知的障がい者と判定された方 (e)精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	障害者手帳、印鑑
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	障害者手帳、印鑑、市町村民税非課税を証明するもの（必要な方のみ）

◆手続き方法

区役所等で証明を受けた申請書をNHK熊本放送局に提出してください。

◆申請窓口

各区役所、各総合出張所

【問い合わせ先】 NHK熊本放送局 電話 096-326-8202
各区役所福祉課、各総合出張所 電話 P108～109 参照

「NHK受信料の窓口」のホームページアドレス及びQRコード

・ホームページアドレス：<https://www.nhk-cs.jp>



(2) 携帯電話料金等の割引

ご利用の携帯電話の基本使用料、インターネット利用料金などが割引されることがあります。

- ◎ NTT ドコモ……ハートィ割引
- ◎ KDDI (au)……スマイルハート割引
- ◎ SoftBank (ソフトバンク)……ハートフレンド割引
- ◎ J:COM (ジェイコム)……ハートフルプラン

【問い合わせ先】 加入している携帯電話、インターネット等の各社

(3) N T T電話番号の無料案内（ふれあい案内）

電話帳のご利用が困難な障がいがある方が「ふれあい案内」に事前登録されると、無料で電話番号案内をご利用いただけるサービスです。ふれあい案内の利用については、N T T西日本及びN T Tの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

区分	等級
視覚障がい	1 級～6 級
肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1 級・2 級
聴覚障がい	2 級・3 級・4 級・6 級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい	3 級・4 級
精神障害者保健福祉手帳	1～3 級
療育手帳	A1・A2・B1・B2
戦傷病者手帳	視力の障がい（特別項症～第 6 項症）
	上肢の障がい（特別項症～第 2 項症）
	聴覚障がい（第 2 項症・第 4 項症）
	音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい（第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症）

◆受付

9 時～17 時（土、日、祝及び年末年始を除く）

【問い合わせ・申込先】 N T T西日本ふれあい案内担当 電話 0120-104-174
FAX 0120-104-134

※FAX の場合はお客様のお名前、FAX 番号を用紙に記載して送信してください。

(4) 郵便料金等

郵便物 又は 荷物の内容			料金又は運賃	備 考
第三種郵便物	低料第三種郵便物	心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもの	50g まで 15 円 50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 5 円増し	1 kg まで。 ただし、毎月 3 回以上発行する新聞紙を内容とするものは 50g まで 8 円、50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 3 円を加えた額。
第四種郵便物	点字郵便物		無料	3 kg まで。 内容品は点字のみを掲げたもの。
	特定録音物等郵便物		無料	3 kg まで。 日本郵便株式会社の指定する施設が発受でき、かつ盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするものに限る。
ゆうメール	心身障害者用ゆうメール	運賃	150 g まで	3 kg まで。 身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方と、郵便局に届出済の図書館との間で発受されるものに限る。 信書を内容とするものはゆうメールとすることができません。
			250 g まで	
			500 g まで	
			1kg まで	
			2 kg まで	
			2 kg 超	
		速達料金	2kg まで	
			2kg 超	
		一般書留料金	損害要償額 10 万円まで	
			損害要償額 10 万円超	
		簡易書留料金	—	

<次ページに続く>

郵便物 又は 荷物の内容				料金又は運賃	備 考
ゆうメール	心身障害者用ゆうメール	特定記録料金	—	160 円	3 kgまで。 身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方と、郵便局に届出済の図書館との間で発受されるものに限る。 信書を内容とするものはゆうメールとすることができません。
		代金引換料金	—	290 円	
		代金引換取消料金及び引換金額の変更料金	差出事業所における荷物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前	無料	
			上欄以外	750 円	
		配達日指定料金	—	52 円	
ゆうパック	聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック			60 サイズ 100 円 80 サイズ 210 円 100 サイズ 320 円 120 サイズ 420 円 140 サイズ 520 円 160 サイズ 630 円 170 サイズ 730 円 ※サイズは、長さ、幅及び厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示します。	〈聴覚障害者用ゆうパック〉 30 kgまで。 聴覚障害者の方と日本郵便株式会社が指定する施設との間でビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受されるもの。 〈点字ゆうパック〉 30 kgまで。 点字のみを掲げた内容物のみ。

【問い合わせ先】 お近くの郵便局